

公明選挙

きれいな選挙で ☆☆☆ 明るい政治

十月十五日は歴史的な初代勝山市長の選挙投票日であります。そこで有権者の皆様は既に誰を選ぼうかといろ／＼お考えのこと

と思います。今度の市長選挙は公明にして而も明朗なものであり、私達に与えられた唯一の一票は責任のもてる清い一票でなければなりません。この唯一の一票を行使していただくために只今公明選挙推進運動がやかましく市内にみちあふれております。

公明選挙とはどんなものであるかは新聞やラジオ等で選挙の度毎に報導されて御存知の事と思えますが決してむつかしいものではありません。

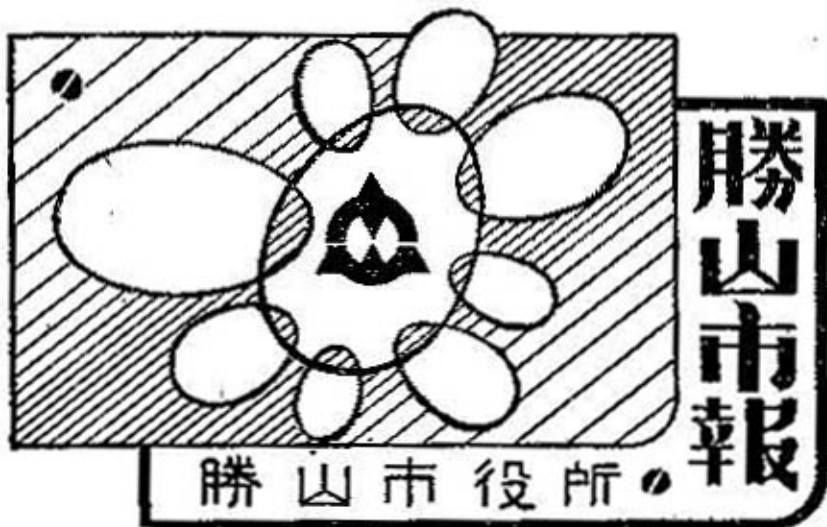
公明選挙とは情実も買収もない私達自分々の考えでこの人ならば我々の市長として立派な人であるとはんとうに心から信頼出来るお方を選ぶことでもあります。

明るい希望である公明選挙の母体から立派な純真無垢の初代市長を産婆役である私達選挙民によって取上げましょう。

候補者がいろ／＼の人を使い凡ゆる方法や手段を以て私達に不正な誘いこみを行ったり、または金力や情実因縁をもつて押しつけようとするときは私達の一票は清い責任ある選挙権を行使する意味において拒否さえすれば公明選挙ができるわけでありませぬ。私達がお互に自分らの手で明るい選挙を行うとする意志があれば立派な選挙民と云えるのであります。

而もこれが民主政治の下、私達の市が立派に成長し発展して行く所以にもなるのです。公明選挙ができればいかに立派な民主政治の機構も何の役にも立ちませぬ。これから先の市政が良くなるのも悪くなるのもすべて選挙民の責任である事をよく目覚めていたゞきたいものです。

立派な明るい勝山市を建設し、民主政治をうちたてるために選挙は市民の為の選挙であることをお考えになられまして清らかな一票を投じ立派な方を選ぶことが真の公明選挙であります。



勝山市報

勝山市役所

(選挙特集第2号) (昭和29年10月10日)

こうした

選挙運動は

止めましょう

目下全市に展開されております初代市長選挙に於ける選挙運動は日を追いつ益々白熱化して参りましたが、市民として充分な自覚と信念を持たれ健全なる民主政治の発展のため公正明朗な選挙をされるよう切に希望します

市長選挙投票日

10月15日

午前七時—午後六時

そこでこうした見地からこの重要な選挙を十二分に認識下さいまして来る十月十五日の投票日には一人残らず投票下さいませようお願致します。

◇このような運動は固く禁ぜられております。

- (1) 戸別訪問
- (2) 署名運動
- (3) 飲食物の提供
- (4) 気勢を張る行為
- (5) 文書図画の頒布制限
(検印なきものは違反)
- (6) 文書図画の掲示制限
(検印なきものは違反)
- (7) 夜間の街頭演説及び連呼行為の制限

(標記のある処で腕章をつけ、たもの、午後九時以後はできなない)

- (8) 物資の斡旋
- (9) 選挙期日後の挨拶行為の制限
- (10) 未成年者の選挙運動
- (11) 教育者の地位利用の運動
- (12) 特定公務員及び選挙事務関係者の運動

その他疑しい行為はお互に候し、勝山市民として恥じない立派な選挙、明るい選挙をいたしまししょう。

よい人選んで 住みよい暮し

よく聞き よく知り よい判断

